

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1イの表こども緊急さばねっと事業の推進の項を次のように改める。

子育て支援体制の充実	取組の内容	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動であるこども緊急さばねっと事業を共同で実施するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることのできる環境の整備を行う。
	甲の役割	圏域を代表して、こども緊急さばねっと事業をNPO法人に委託するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることのできる環境の整備及び関係機関との連絡調整を行う。
	乙の役割	こども緊急さばねっと事業の実施に当たり、甲に対し応分の経費を負担するとともに、圏域住民が安心して子育てをすることのできる環境の整備を行う。

別表第1イの表に次のように加える。

成年後見制度の利用支援体制の充実	取組の内容	圏域内の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の生活の安定に資するため、成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を設置し、圏域における制度の利用支援体制の整備・充実を図る。
	甲の役割	成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関を運営し、圏域住民に対し、制度の普及啓発を行うほか、制度の利用に係る相談対応、申立手続の支援、市民後見人の養成等の業務を行う。
	乙の役割	甲の成年後見制度の利用に係る総合的な支援機関の運営に対し、応分の経費を負担する。

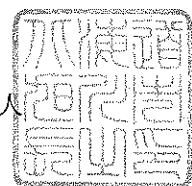
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年12月27日

旭川市6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長 西川 将人



上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号

乙 東神楽町

東神楽町長 山本 進

